

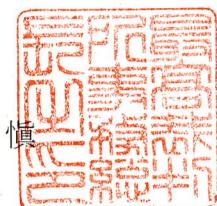
最高裁秘書第1876号

令和4年6月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月31日付け（6月3日受付、第040196号）で申出があり、同月6日付
けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することと
しましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「家庭局News（Vol. 79）」（両面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）



民事訴訟法等の一部を改正する法律案について（その1）

法律案、長いですよね。どこを見たらいいかわからない？

法律案で公布から1年内に施行されることとされている内容を紹介するよ。

公布から9か月を超えない日から

施行予定期でまとめたよ。

● 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度

- 人事訴訟については、法律案第1条により改正された民事訴訟法を準用（事実調査部分には、準用しない規定あり（改正後の人事訴訟法第35条第8項）。）
- 家事事件
法律案第6条により家事事件手続法の一部が改正（改正後の同法第38条の2）
- 子の返還申立事件
法律案附則第115条により国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部が改正（改正後の同法第69条の2）
- 秘匿制度を利用する申立てには手数料が必要（改正法案第4条。改正後の民事訴訟費用等に関する法律の別表第1の17の項イ（イ））



公布から1年を超えない日から

法律案だから変わるかもしれない！国会に注目だね！

● 音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（電話会議システム等）を利用する要件の見直し

- 改正法案第2条で民事訴訟法第89条、第170条第3項を改正予定和解期日でも利用可能に。
弁論準備手続期日の「遠隔地要件」を削除し、また、双方不出頭でも利用可能に。
→ 人事訴訟に準用される（ただし、人事訴訟法第37条第3項の特則の扱いは、「その2」を見てね。）。



その2 に続く



民事訴訟法等の一部を改正する法律案について（その2）

法律案で公布から3年6か月以内に施行されることとされている内容だよ。

公布から3年を超えない日から

- 離婚訴訟等で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（ウェブ会議等）による和解（調停）等が成立可能に

- ・改正法案第5条で、人事訴訟法第37条第3項が改正予定
- ・改正法案第7条で、家事事件手続法第268条第3項、第277条第2項が改正予定
→ 離婚、離縁について、ウェブ会議等であれば、和解（調停）等を成立させることができることが可能になる。
- 電話会議でできないことは変わらない。

法律案だから変わるかもしれない！国会に注目だね！

公布から遅くとも3年6か月以内

- 人事訴訟において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による口頭弁論等も可能に



- ・改正法案第2条で民事訴訟法第87条の2を新設予定（この部分は、公布から2年を超えない日から施行）
- ・人事訴訟には、改正後の民事訴訟法第87条の2の施行の日から起算して1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日までは施行されない。
→ この政令で定める日後は、人事訴訟にも、ウェブ会議等を用いた口頭弁論等の規定が適用される。